

施策名	目 標 1－1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり										担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 低炭素物流推進室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室			
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日閣議決定)														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 温室効果ガス 排出量・吸収 量(CO2換算ト ン)	14億700万	H25年度	7億6,000 万	R12年度	－ 10億9,000万	－ 11億1,000万	－ 10億8,500万	－ －	－ －	－ －	－ －	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。	－		
2 エネルギー起 源二酸化炭素 の排出量 (CO2換算ト ン)	12億3,500万	H25年度	6億7,700 万	R12年度	－ 9億6,800万	－ 9億8,700万	－ 9億6,400万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
3 非エネルギー 起源二酸化炭 素、メタン及び 一酸化二窒素 の排出量 (CO2換算ト ン)	1億3,480万	H25年度	1億1,450 万	R12年度	－ 1億2,260万	－ 1億2,460万	－ 1億1,980万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
4 代替フロン等 4ガスの排出 量(CO2換算ト ン)	3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	－ 5,190万	－ 5,240万	－ 5,170万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
5 吸収源活動に より確保した 温室効果ガス の吸収量 (CO2換算ト ン)	－	－	約4,770万	R12年度 (R2年度)	約4,690万 5,210万	－ 5,360万	－ 5,020万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
6 「COOL CHOICE」賛同 者数 (個人)	－	－	－	－	600万 1,347万	1,467万 1,398万	1,518万 1,438万	－ 1,467万	－ －	－ －	－ －	同上	△		
7 「COOL CHOICE」賛同 事業所数 (団体、企業、 自治体)	－	－	－	－	40万 36.4万	44万 41.7万	52万 43.7万	－ 45.7万	－ －	－ －	－ －	同上	△		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 地球温暖化対策推進法施行推進経費 (平成10年度)	1	001	(5) 家庭部門のCO2排出実態統計調査事業 (平成25年度)	1.2	007	(9) CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業(一部経済産業省連携事業) (平成26年度)	1.2	013	(13) 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業(農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) (平成29年度)	1.2.4	019	(17) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業(一部総務省・経済産業省・国土交通省連携事業) (令和元年度)	1.2	025
(2) 脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業 (平成26年度)	1.2	002	(6) プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「リサイクル困難廃プラの石炭等エネルギー代替利用設備導入事業」	1.2	009	(10) 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業) (平成27年度)	1.2	015	(14) カーボンプライシング可能性調査事業 (平成29年度)	1.2	020	(18) 温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業 (令和元年度)	1.2	026
(3) 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (平成24年度)	1.2	004	(7) ライフスタイルの变革による脱炭素社会の構築事業等	1.2	011	(11) 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費 (平成11年度)	1.5	016	(15) 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業 (平成30年度)	1.2	023	(19) 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業) (令和元年度)	1.2	027
(4) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (平成25年度)	1.2	005	(8) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費 (平成25年度)	1.2	012	(12) 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業) (平成28年度)	1.2	017	(16) 脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業 (平成30年度)	1.2	024	(20) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量管理・中長期的排出削減対策検討等調査費	1.2,3,4,5	032

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21)革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業(令和2年度)	1.2	034	(25)革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業(令和2年度)	1.2	039	(29)地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和2年度)	1.2	047	(33)脱炭素社会の構築に向けたESGリリース促進事業(令和3年度)	1.2	052	(37)食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業(令和3年度)	1.2	056
(22)浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業(令和2年度)	1.2	035	(26)事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業(令和2年度)	1.2	041	(30)「脱炭素×復興まちづくり」推進事業(令和3年度)	1.2	048	(34)離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業(令和3年度)	1.2	053	(38)住宅のZEH・省CO2化促進事業	1.2	057
(23)バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業(一部経済産業省連携事業)(令和2年度)	1.2	036	(27)社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(国土交通省連携事業)(令和2年度)	1.2	042	(31)ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	1.2,3,4,5	049	(35)グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業	1.2	054	(39)廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業(令和2年度)	1.2	058
(24)低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業(国土交通省連携事業)(令和2年度)	1.2	037	(28)地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和2年度)	1.2	046	(32)工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(令和3年度)	1.2	050	(36)再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	1.2	055	(40)空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業	1.2	058

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(41)民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（令和2年度）	1,2	059	(45)浄化槽システムの脱炭素化推進事業	1,2	063	(49)ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1,2	067	(53)プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	1,2	071	(57)商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）	1,2	075
(42)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度）	1,2	060	(46)地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）	1,2	064	(50)断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）（令和4年度）	1,2	068	(54)脱炭素型循環経済システム構築促進事業	1,2	072	(58)温室効果ガス関連情報基盤整備事業（平成16年度）	1,2	076
(43)地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業	1,2	061	(47)地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）	1,2	065	(51)サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業	1,2	069	(55)コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	1,2,4	073	(59)自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業（令和5年度）	1,2,3	207
(44)洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業	1,5	062	(48)潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業	1,2	066	(52)グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1,2	070	(56)特定地域脱炭素移行加速化交付金	1,2	074	(60)業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（令和5年度）	1,2	208

		目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない
			(判断根拠)	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和4年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は10 億 8,500 万トンで、令和3年度比2.3%減、平成25年度比22.9%減となった。令和3年度と比べて 減少した要因としては、発電電力量の減少及び鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。排出削減の実績は、産業部門を始めとする各部門での削減努力もあり、2050年カーボンニュートラルに向けた減少傾向を継続しているものの、2030年度目標や2050年カーボンニュートラルを見据えると、その達成・実現は決して容易なものではないことから、引き続き予断を持つことなく地球温暖化対策計画等に基づく対策・施策を加速化していくことが必要。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和3年比で1.4%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP(地球温暖化係数)冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和4年度の吸収量の数値は約5,020万トンで、令和3年度比6.4%の減少となった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量が減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況や、地球温暖化対策計画に位置付けられている個別の対策・施策の進捗状況等については、毎年厳格に点検を実施しており、進捗が遅れている項目については、対策・施策の充実強化等の検討を行っている。こうした進捗状況の点検プロセスを通じて、目標達成に向けた取組を推進していくことが必要。今後、地球温暖化対策計画の改定及び次期NDC提出に向けた検討にプロセスを反映させていく。 【Scope3における排出削減】 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。 ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を図り、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減を実現するため、機器管理者・解体業者・自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和4年度の森林等からの吸収量が前年度から減少した主な要因としては、人工林の高齢化による成長の鈍化等が挙げられる。吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ(森林経営活動は林野庁の所管)、関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策を前進させる観点から、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進する必要がある。 ○新たな吸収源として国内外で注目されているブルーカーボンにおいては、令和6年4月に我が国が国連に提出した温室効果ガスインベントリで、世界で初めて海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定・報告した。今後は、塩性湿地・干潟についても吸収量を算定できるよう、科学的知見やデータ等の集積を進める必要がある。 【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に「COOL CHOICE」から移行するとともに、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定した。 ○今後、デコ活応援団(官民連携協議会)を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。	
			【温室効果ガス全体の排出削減】 ＜施策＞ ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。 ＜測定指標＞ ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。 【施策】 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ＜施策＞ ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。 ＜測定指標＞ ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。 【吸収源対策】 ＜施策＞ ○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から吸収量の計算を進める。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を行う。 ○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。 ＜測定指標＞ ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえ、指標の変更について検討する。 【国民への普及啓発】 ＜施策＞ ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、普及啓発キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と「新しい豊かな暮らしを支える」製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。 ＜測定指標＞ ○地球温暖化対策計画の見直し結果を踏まえつつ、例えばデコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数を政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。 【Scope3の排出削減の状況】 ＜施策＞ ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。 ＜測定指標＞ ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について今後検討する。	

	学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。 ○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいの経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1)	気候変動枠組条約等拠出金 （平成16年度）	2	029		(5)	脱炭素移行支援に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業 （平成16年度）	1, 2	077		(9)	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業 （平成18年度）	3	0183		(13)	—	—	—		(17)	—	—	—
(2)	パリ協定の実施に向けた検討経費 （平成19年度）	2	030		(6)	脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1, 2	79		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
(3)	温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業 （平成26年度）	2	31		(7)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 （平成9年度）	3	81		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
(4)	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2	59		(8)	二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（国際メタン等排出削減拠出金） （令和4年度）	—	089		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—

評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり																
		（判断根拠）	【二国間クレジット制度（JCM）等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP28に向けた気候変動交渉を通じて、令和5年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第7次評価報告書サイクルが開始され、IPCC共同議長と関連する会合に日本の専門家が選出された。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び「いぶき2号」（GOSAT-2）による15年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和5年度までに累計で689本の論文が発表された。 ○環境省の支援の下、モンゴル国政府は2023年11月に自国のBUR2の中で、GOSATに基づく排出量推定値と自国の統計値に基づく排出量推計とが素晴らしく一致する旨をUNFCCCに報告した。また当該排出量推計技術の国際展開を図り、令和5年度までに中央アジアの3か国において協定の締結を行った。 ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○令和6年3月末時点で257件のJCM資金支援事業及び民間JCMを実施しており、うち82件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和6年3月末時点で、101件の方法論が承認された。また、11か国41件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。 ○パリ協定6条に沿ってJCMを実施するため、COP26やCOP27の決定に対応した二国間のJCMルール類の改定に時間を要している。 ○合同委員会の運営や、MRV支援、登録簿の保守・運用等について複数の事業者にまたがって委託を行っており煩雑であったため、JCMの推進のためより効率的な運用が求められている他、実施体制の強化が求められている。 ○1億トン目標達成に向けて重要となる、政府資金支援事業によらない民間JCMの案件組成が十分に進んでいない。 ○上記を踏まえ、目標の達成に向けた一層の取組強化が必要となっている。																	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	【施策】 COP26においてパリ協定6条（市場メカニズム）ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、（1）JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、（2）民間資金を中心としたJCMの拡大、（3）市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。 具体的には、排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、民間JCMも含めてMRV支援や方法論の開発、制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行（ADB）との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、パリ協定6条の国際的な動向に対応したJCMのルール改定を速やかに進めるとともに、令和7年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法に規定される指定法人制度を通じ、実施体制の強化を図る。またJCM設備補助事業等資金支援事業において事業の確実性を向上させるために導入したPINルールの運用を適切に実施する。 【測定指標】 変更の必要なし。 【測定指標】																	

	学識経験を有する者の知見の活用	○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT/GOSAT-2の温室効果ガス濃度算出アルゴリズムの高度化、校正、検証に反映させており、継続的にデータ品質の向上が図られている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 JCMの枠組みのもと、優れた脱炭素技術をパートナー国に普及していくことを通じて世界の脱炭素化に貢献した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。加えてJCMはパートナー国の持続可能な開発への貢献も目的としており、JCM設備補助事業においては、ジェンダーガイドラインや人権デューデリジェンスプロセスの導入等により、ジェンダー平等の実現や人権配慮への実現にも寄与した。これらにより目標5番「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略（環境）		【副次的効果が期待される目標】 JCMの案件の中には、脱炭素技術の導入だけでなく、コベネフィットが期待される事業を採択した。具体的には、太陽光発電の導入を通じて災害に強靱なクリーンエネルギー創出に貢献に寄与した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に貢献した。その他、脱炭素技術等の導入を通して、パートナー国や地域住民のキャパシティビルデングが進み、かつ新たな雇用機会の創出に貢献した。その結果、目標1番「貧困をなくそう」、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」、目標9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。

施策名	目標 1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室						
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月				
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	1	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	－	－	67	R5年度	－	－	－	67	56			65	67	67	－	－
2	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－	－	47	R5年度	－	－	－	47	24	37	40	44	－	－	－	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすると規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。	△
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成			適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。	○	
4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	15	R5年度	12	13	14	15	11	11	12	16	－	－	－	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。	○

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業 （平成18年度）	1,2,3,4	0033	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分） ③相当程度進展あり																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	（判断根拠） 【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討するとともに、科学的知見の情報収集を行った。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和5年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。 【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、4県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、福島県、埼玉県、長野県、富山県、京都府・京都市、香川県、長崎県、大分県の9道府県1市の地域気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会活動等を通じて、地域の関係者が連携して実施する適応策等について意見交換を行った。 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和5年度は16か国(平成27年度からの累積数)において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を通じて気候資金調達支援を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。特に、気候変動データベースの作成(国立環境研究所との協同)とバングラデシュ行政官に対して複合連鎖災害ガイドブックを作成し、掲載している。 ○気候変動適応計画に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)等の情報基盤の整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進し、資金調達を途上国主導で達成させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、適応に特徴的である気候変動に脆弱な国並びに「地方」における喫緊な政策課題について取り組みを促進する必要がある。																

		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応eラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 ○各国の地方の情報を的確に収集し、地方が主導する適応策の実施を推進する。 【測定指標】 ○変更の必要なし。
学識経験を有する者の 知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、気候変動適応法施行後5年の施行状況の検討を行った。 ○令和7年度に公表予定の次期気候変動影響評価に向けた方針の検討、科学的知見の収集の検討・実施のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、地域の適応課題に応じた有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携による適応策、地域における適応の推進に係る助言がなされた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価の実施に向けて評価手法等の検討を行った。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和4年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会および適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、2国間でのバイ会合やASEAN環境大臣会合において、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	—		

○令和7年度に公表予定の次期気候変動影響評価に向けた方針の検討、科学的知見の収集の検討・実施のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。

○気候変動適応広域協議会では、地域の適応課題に応じた有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携による適応策、地域における適応の推進に係る助言がなされた。

○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。